

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

有田地域等の減災に係る取組方針(第2期)

平成30年7月31日(第1期作成)

令和4年2月21日(第2期作成)

有田地域等における大規模氾濫減災協議会

和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、
近畿中国森林管理局、森林整備センター、和歌山地方气象台、
近畿地方整備局、関西電力株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 本協議会の地域の概要と主な課題	4
3.1 本協議会の地域における主な災害	4
3.2 本協議会の地域の主な河川の概要	5
4. 現在の取組状況、課題	6
5. 減災のための目標	9
6. 概ね 5 年間で実施する取組	10
7. フォローアップ	16

1.はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

また、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって、多くの中小河川において氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」及び「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問がなされ、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申がなされた。また、これら水防災意識社会の再構築の取組をさらに推進するため、平成 29 年 6 月の水防法等改正において、同法第 15 条 10 項に都道府県大規模氾濫減災協議会が位置付けられた。

それらを受け、昭和 28 年 7 月の梅雨前線豪雨により甚大な被害を経験した有田地域では関係機関が連携・協力し、減災に向けた取組を推進するため、平成 29 年 7 月 21 日に「有田地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等における水害対応の状況とその課題を踏まえ、平成 30 年 7 月 31 日に、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を抽出し、「有田地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

また、近年には、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風など、毎年のように度重なる豪雨、台風による洪水被害を受け、気候変動によるリスクが顕在化してきた。気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和 2 年 7 月に答申がとりまとめられた。そのため、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることとなり、当協議会において、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこととなった。

平成 30 年 7 月 31 日にとりまとめた「取組方針」については、平成 33 年度（令和 3 年度）までの目標年度とし、取組を進めてきたところであるが、引き続き洪水に関する意識の啓発及び普及のため、今後も減災に係る取組を継続していく必要がある。そのため、これまでの「取組方針」を第 1 期として位置付け、各機関の取組状況を把握した上で、「取組が完了した項目」、

「継続的に実施する項目」、「新規に実施する項目」に整理し、今回、新たに令和４年度～令和８年度までを第２期の「取組方針」としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策及び流域治水に取り組み、毎年協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第５条に基づき、有田地域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）及び有田川流域であるかつらぎ町、高野町を対象に作成したものである。

2.本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
有田市	市長
かつらぎ町	町長
高野町	町長
湯浅町	町長
広川町	町長
有田川町	町長
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署	署長
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所	所長
和歌山地方気象台	台長
和歌山県 危機管理部 危機管理局	局長
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局	局長
和歌山県 農林水産部 森林林業局	局長
和歌山県 県土整備部 河川下水道局	局長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局	局長
和歌山県 県土整備部 港湾空港局	局長
和歌山県 伊都振興局	局長
和歌山県 有田振興局	局長
和歌山県 教育委員会 教育総務局	局長
和歌山県 教育委員会 学校教育	局長
（オブザーバー）	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部	地域河川調整官
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	所長
田辺水力センター	

3.本協議会の地域の概要と主な課題

本協議会の地域は、本県の北部に位置し、北は長峰山脈を境に紀の川流域と、東は奈良県と、南は白馬山脈を境に日高地方と隣接し、西は紀伊水道に面している。

対象地域は下記の図のとおりである。



本協議会の地域は1市5町で構成され、面積は約600km²で、本県の約1割を占めており、洪水予報河川である有田川、水位周知河川である広川、山田川を含む48の2級河川を有し、河川整備計画等に基づく治水対策の推進と維持管理がなされている。

しかしながら、近年、頻発・激甚化する豪雨に備え、河川整備計画に基づく河川整備と、施設機能を上回る洪水であっても「犠牲者ゼロ」を実現するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

3.1 本協議会の地域における主な災害

主な災害として、有田川流域では昭和28年7月の梅雨前線豪雨により、死者行方不明者555人、負傷者3,613人、家屋流出・全半壊5,186戸、床上浸水3,377戸、床下浸水3,514戸の甚大な被害が発生した他、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和36年9月の第二室戸台風などの洪水により甚大な被害を受けてきた。また近年では、平成23年9月の紀伊半島大水害で床上浸水7戸、床下浸水3戸、広川では平成27年7月の台風11号で床下浸水1戸の被害を受けた。

3.2 本協議会の地域の主な河川の概要

本協議会の地域における主な河川は以下のとおり

河川名	流域面積	流路延長	流域市町	河川整備計画
有田川	467.8km ²	94km	有田市 かつらぎ町 高野町 有田川町	有田川水系河川整備計画 H27.10.21
広川	52.5km ²	18.7km	広川町 湯浅町	広川水系河川整備計画 H31.3.27
山田川	17.7km ²	7.0km	湯浅町	—

4.現在の取組状況、課題

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等一連の台風に伴う水害において、多数の犠牲者が発生する要因の一つとなった、避難情報の発令の遅れや住民の自主的避難が十分でなかったこと、また十分な水防活動ができなかったことは、これまでの水害対策における課題を浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するため、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題を以下のとおり整理した。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題 整理 記号
想定される浸水リスクの周知について	○有田川、広川、山田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。(第1期取組) ○過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等で住民に周知している。(第1期取組)	
	●水害リスク情報の空白域が存在している。	A
避難場所・避難経路について	○有田川、広川、山田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。(第1期取組) ○避難誘導に係る案内看板・誘導灯などは概ね整備されている。	
	●有田川、広川、山田川以外の河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴うハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。 ●想定最大規模の浸水を考慮した広域避難の検討が必要である。	B
避難情報の発令について	○避難情報の発令基準、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定・改定している。 ○避難情報の発令に着目したタイムラインを策定している。(第1期取組) ○洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組を行っている。 ○洪水予報河川、水位周知河川の水位設定の検討・見直しを行った。(第1期取組) ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。	

	●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、タイムラインの検証が必要である。 ●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。	C
住民等への情報伝達体制や方法について	○防災行政無線のデジタル化整備を行った。(第1期取組) ○緊急速報メール、ICTを活用した情報提供を行っている。 ○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。 ○防災ポータルアプリの開発を行った。(第1期取組)	
	●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。	D
避難誘導體制について	○避難行動要支援者名簿が作成されている。 ○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。 ○要配慮者利用施設を地域防災計画に記載した。(第1期取組) ○要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認を行っている。	
	●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分でない。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。	E
防災に関する啓発活動について	○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。 ○出前講座を実施している。 ○「和歌山県防災教育の手引き」や、「防災ハンドブック」を作成し、防災教育を実施している。 ○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。	
	●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。	F

②水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理 記号
河川水位等の情報提供について	○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報等を配信している。	
	●より詳細な情報共有が必要である。	G
水防体制について	○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。 ○水防訓練を実施している。 ○防災ステーションを整備している。	
	●より円滑な水防活動を実施する必要がある。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。 ●水門・樋門等の情報共有が出来ておらず、運用に支障を来す恐れがある。	H

庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○庁舎の耐水化は概ね実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。	
	●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。	I

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備（県）している。 ○各市町で消防用ポンプを所有している。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。	
	●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 ●水門、樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。	J

④被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
被災者支援について	○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。	
	●想定最大規模の浸水に対する有効性を確認する必要がある。	K

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川管理施設等の整備状況について	○流下能力対策等の河川改修を実施している。 ○県管理河川に水位計・WEBカメラを設置している。 ○水防資機材倉庫は概ね整備されている。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。 ○有田川上中島地区河川防災ステーションを整備している。	
	●河川の計画規模に対し流下能力が不足している区間がある。 ●未整備区間の完成には時間・費用を要する。 ●現在の水位計、WEBカメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。 ●想定最大規模の浸水に対する水防資機材倉庫の有効性の検討が必要である。	L

5.減災のための目標

本協議会の地域は、治水安全度が未だに低く、大規模な浸水が生じた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」、「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して令和 8 年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

本協議会の地域では、昭和 28 年 7 月の梅雨前線による豪雨の経験から水防災意識は高い。その中、今後起こりうる大規模氾濫における本協議会の地域の住民の安全・安心をより確実なものにするため、第 1 期に引き続き「水害に強い地域をつくるための水防災意識の更なる向上と、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。」

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- (1) 洪水に対する意識の啓発及び普及
- (2) 避難時間の確保
- (3) 迅速・的確な行動の備え
- (4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

6.概ね 5 年間で実施する取組

本協議会では、前述の「(1) 洪水に対する意識の啓発及び普及」、「(2) 避難時間の確保」、「(3) 迅速・的確な行動への備え」、「(4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ」を柱とし、各構成機関が今後 5 年間で実施していく取組内容を取りまとめるにあたり、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」等を示された実施すべき対策について、現在すでに取り組まれている内容やその取り組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たな取組が必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

各構成機関が実施する主な取組項目については、以下のとおりである。

(1)洪水に対する意識の啓発及び普及

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
想定される 浸水リスク の周知につ いて	・有田川、山田川、広川以外の想定 最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図の公表	令和 6 年度	和歌山県	A
	・想定最大規模降雨による雨水出水 浸水想定区域図の公表	令和 8 年度	有田市、高野町、 湯浅町	A
避難場所・ 避難経路に ついて	・想定最大規模の浸水想定区域図に 基づく、ハザードマップの作成	令和 8 年度	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
	・分かり易く、利活用されるハザード マップの作成、周知に向けた検 討	継続的に実 施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
防災に関す る啓発活動 について	・自治会単位での啓発活動の実施 ・避難対策ワークショップの実施 ・防災（水防）訓練の実施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方気象台	F
	・出前講座等の実施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方気象台	F
	・小中学校と連携した防災教育の実 施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方気象台	F

	・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン、マイ防災マップ）の作成促進	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	F
	・共助（自主防災組織に対する支援・啓発）に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	F

（２）避難時間の確保

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
避難情報の発令について	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	C
	・タイムラインの検証と改善	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	C

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
水防体制について	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防資機材の整備	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H

	・水防団間での連携、協力に関する検討	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・有田川上中島地区河川防災ステーションの適切な維持・活用の実施	継続的に実施	和歌山県、有田川町	H
	・消防団車庫の移転	令和8年度	湯浅町	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立及び見直し	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町	I

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	・現況施設、保有資機材の情報共有	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討及び活用	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町	J

(3)迅速・的確な行動への備え

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
避難場所・避難経路について	・避難場所等の安全対策及び周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯等の検討、確認及び設置	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	B

	・広域避難の検討	継続的に実施	和歌山県、 有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	B
	・感染症防止対策を踏まえた避難所 環境の整備と避難所開設訓練の 実施	継続的に実施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
	・感染症防止対策を考慮した避難所 運営マニュアルの改定	継続的に実施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
避難情報の 発令について	・一斉指令システム等による指定河 川洪水予報等の関係機関への通 知	継続的に実施	和歌山県、 和歌山地方気象台	C
住民等への 情報伝達体 制や方法に ついて	・緊急速報メール、ICT を活用した 情報提供	継続的に実施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方気象台	D
	・防災ポータルアプリの周知	継続的に実施	和歌山県、有田川町	D
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、 河川水位、カメラ映像、気象情報 を提供	継続的に実施	和歌山県、 湯浅町、有田川町、 和歌山地方気象台	D
	・防災わかやまメールで河川水位情 報等を配信	継続的に実施	和歌山県	D
避難誘導体 制について	・避難行動要支援者の個別計画作成 の促進	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	E
	・避難行動要支援者の参加する避難 訓練の実施	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設の地域防災計画 への記載・追加	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設への通知と避難 確保計画の確認 ・要配慮者利用施設管理者等へ説明 会等を実施	継続的に実施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	E
	・民間施設等（公設民営を含む）を 活用した緊急的な避難先の検討	継続的に実施	和歌山県、有田市、 かつらぎ町、高野町、 湯浅町、広川町	E

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川水位等の 情報提供 について	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、 河川水位、カメラ映像、気象情報 を提供	継続的に実 施	和歌山県、 湯浅町、有田川町、 和歌山地方気象台	G
	・指定河川洪水予報等について、一 斉指令システム等により関係機 関へ通知	継続的に実 施	和歌山県、 和歌山地方気象台	G

④被災後の早期復旧・復興に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
被災者支援 について	・想定最大規模の浸水に対する、地 域防災計画における被災者支援 の確認、見直し	継続的に実 施	和歌山県、有田市、 かつらぎ町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方気象台	K
	・災害廃棄物処理計画の策定、見直 し	継続的に実 施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	K

(4)『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川水位等 の情報提供 について	・水位計（水位計・量水標等）、河 川監視用カメラの追加整備	継続的に実 施	和歌山県	G

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川管理施 設等の整備 状況につい て	・河川整備計画等に基づく河川整備 の推進（有田川、広川等）	継続的に実 施	和歌山県	L
	・海岸施設整備の推進	継続的に実 施	和歌山県	L

	・ 水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備	継続的に実施	和歌山県	L
	・ 防災用資機材倉庫の整備	継続的に実施	有田市、湯浅町、 広川町	L
	・ 想定最大規模の浸水に対する防災用資機材倉庫の有効性の確認	継続的に実施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	L
流出抑制・ 内水対策について	・ ダムにおける事前放流	継続的に実施	和歌山県、有田川町、 関西電力株式会社	L
	・ 下水道管渠の整備 ・ 雨水ポンプ場の増設・改築	継続的に実施	有田市、湯浅町	L
	・ ため池の事前放流・低水位管理	継続的に実施	有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	L
	・ 間伐等の森林整備	継続的に実施	近畿中国森林管理局、 森林整備センター、 和歌山県、 かつらぎ町、高野町	L
土砂・洪水 氾濫への対策について	・ 砂防堰堤工、溪流保全工、地下水排除工の整備	継続的に実施	和歌山県	L
	・ 保安林の適正な管理及び治山対策（山腹工、溪間工）の実施	継続的に実施	近畿中国森林管理局、 和歌山県、 かつらぎ町、高野町	L
流域対策に関する取組について	・ 農業振興地域の農地転用の監視	継続的に実施	有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	L
	・ 土地利用規制の検討	継続的に実施	和歌山県、 有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	L
	・ まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	継続的に実施	和歌山県	L
	・ 霞堤の保全	継続的に実施	和歌山県、有田川町	L

7.フォローアップ

各機関の取組方針については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。